

奨学金
支給制度に
ついて

介護福祉士が支給対象になりました

本町では、町内に不足している医療関係技術員等の養成を図り、町民の保健福祉医療を向上させるため、本町に必要な技術を修得する学生に対し、奨学金の支給を行っています。

平成30年度からは医師、看護師などの医療関係技術員のほか、介護福祉士の資格取得を目指す方についても支給対象としていますので、ぜひご利用ください。

介護福祉士の支給条件等は下記のとおりです。

■支給条件

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条の規定に基づく養成機関に在学し、介護福祉士の資格取得後、5年以上町内の介護保険事業所に勤務する方

■支給額

養成機関の在学期間中 月額60,000円

■支給申請

奨学資金の支給を希望する方は、身元保証人2名を付し連署して、奨学資金申請書、推薦書および合格通知書を**4月10日(水)**までに下記担当に提出してください。

- 現在、介護福祉士養成機関に在学している方も対象となりますが、一部申請方法が異なります。
- 医師、看護師などの資格取得を目指す方についても同様の申請方法となります。

詳しい申請方法、ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

申込み・問合せ／人事厚生担当（内線2114・2115）



別海町ふるさと応援制度

寄付を頂きました

12月中に、延べ966名の方から寄付を頂きました。たくさんの応援をありがとうございます。

寄付金は、活力あるふるさとづくりのために有効活用させていただきます。

なお、氏名および住所の公表を承諾された方については、町ホームページに掲載しています。

また、本町では、まちの魅力や地場産品等のPRのため返礼品の充実を図っており、返礼品を提供していただける事業者を随時募集していますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

町ホームページ
検索キーワード

ふるさと納税



問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）

地域おこし協力隊の 募集について

別海町地域おこし協力隊を右記のとおり募集します。詳しくは町ホームページをご確認ください。

■募集人数 1名

■募集対象 3大都市圏をはじめとする都市地域等にお住まいの方で、委嘱後、別海町に住民票と生活の拠点を移すことができる方

■業務概要 別海町への移住・定住の推進に係る業務 等

■賃金 基本給（月額）200,000円

問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）

町ホームページ
検索キーワード

地域おこし協力隊 採用



所得税・町道民税 申告について

期間終了が迫ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどには「マイナンバーの記載および確認」が必要です。

申告相談日程会場

- 期間 2月18日(月)から3月15日(金) ※土曜日、日曜日を除く
- 時間 午前9時から午後5時まで ※最終日のみ支所は午後3時まで

会場	相談対象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎)	営業・事業・譲渡・相続・贈与 山林所得者申告者等 すべての申告 消費税申告者
役場1階 103会議室	一般確定申告（給与・年金所得者、還付申告者、簡易な事業所得者等）および町道民税申告
西春別支所、尾岱沼支所	給与・年金所得の確定申告および町道民税申告

※詳しくは広報1月号をご確認ください。

問合せ

- 根室税務署 TEL0153-23-3261
- 別海町役場税務課 課税担当 TEL75-2111 (内線1111・1112)
- 西春別支所 TEL77-2131
- 尾岱沼支所 TEL86-2166



釧路・根室広域地方税滞納整理機構とは

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、本町を含む根室管内4町と釧路管内7町村を合わせた11町村が加盟している、滞納されている地方税の徴収を専門に行う組織です。

税金の滞納案件の中には、税の通知を受けても一切応じない、税金を納付できる資力があるにもかかわらず税金を納めない等、悪質なものが存在しています。

滞納整理機構は税負担の公平性を確保するため、加盟町村から徴収の引き継ぎを受けた悪質な滞納者に対して差し押さえや搜索等の強制的な徴収を実施し、加盟町村の滞納額の縮減に努めています。

問合せ/収納対策担当 (内線1115・1116)

雪道運転に注意

冬期間は、路面状況の変化が激しいため、交通事故を誘発する原因が多くなります。事故を防ぐため、次の道路状況にご注意ください。

アイスバーン

日中に解けた雪が夜になって再び凍結し、スリップの原因となります。スピードダウンし、車間距離を十分にとりましょう。

ブラックアイスバーン

凍りついた路面が、濡れている状態の黒いアスファルトに見えます。冷え込む夜間や朝方は特に注意しましょう。

シャーベット状態の雪

アスファルトが見える状態であり、あまり危険がないように見えますが、水分を含んだ雪と氷は滑りやすいため注意しましょう。

新雪が積もっている状態

一面に雪が積もり、どこまでが道路なのか判断しづらいため、吹き溜まりなどにタイヤがはまって動けなくなる危険があります。路肩を示す矢印やポールを目安にしましょう。

シートベルトは必ず全席着用し、スピードダウンや早めのブレーキなど、冬道にあった運転を心掛け、荒天時には極力外出を控えるなど事故を未然に防ぎましょう。

問合せ/防災・交通担当 (内線2116・2117)



平成30年

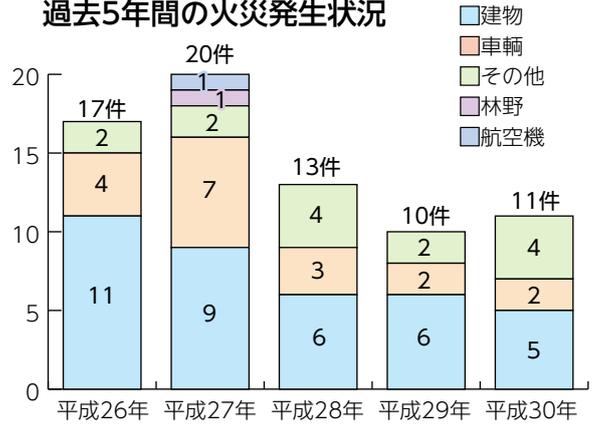
火災概要について

平成30年中に町内で発生した火災件数は11件で、前年に比べると1件の増加となっています。

火災種別ごとに見ると、建物火災は5件、車両火災は2件、その他火災は4件で、損害額は15,569千円(12月13日現在概算)と前年に比べ9,920千円の増加となり、貴重な財産が失われています。

火災の発生を防ぐためには、常日頃から防火の心掛けが重要となりますので、いま一度火気の取り扱いには十分ご注意ください。

過去5年間の火災発生状況



問合せ／予防課 TEL75-2200

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について



高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療保険および介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

1年分の自己負担額の計算期間

平成29年8月1日から平成30年7月31日

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅰ(※1)	19万円
		区分Ⅱ(※2)	31万円
	—	一般	56万円
3割	現 役 並 み 所 得 者	67万円	

※1 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

※2 世帯全員が住民税非課税である方

該当される方には、3月頃までに後期高齢者医療広域連合から申請書が送られますので、別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当まで申請してください。

問合せ／別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合

TEL 011-290-5601

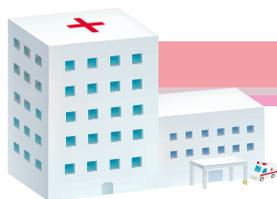
国保からののお知らせ 医療費のお知らせ(医療費通知)について

国民健康保険では、健康に対する意識を深めていただくことを目的に年間6回、医療費のお知らせを送付しています。

例年、確定申告時期に再交付のお問い合わせが多数ありますが、再交付はできませんので、大切に保管してください。

問合せ／国民健康保険担当 (内線1215~1217)



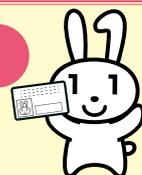


通院交通費を助成しています

本町では、難病患者および重度心身障がい者等が道内の医療機関（町内を除く）で、その疾患の治療を受けるために要した通院交通費を助成しています。平成30年度後期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

- 対象者 ①特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
②重度心身障がい者医療費受給認定を受けている方（後期高齢者医療加入者で課税世帯のため受給者証の交付がない方を含む）
③上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）
※ただし、上記①の方は受給者証に記載されている疾患の治療、上記②の方は障害者手帳等に記載されている疾患の治療のために要した交通費が対象です。
- 助成対象期間 申請月の1年前から申請月まで
（例）平成31年3月に申請する場合、平成30年3月の通院分から助成可能
- 助成額 通院距離に応じて算出
- 必要書類 ①申請書 ②請求書 ③通院証明書 ④介護者を必要とする医師の証明書（該当の場合のみ）
※特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方は、受給者証のコピーも必要です。
- 申請期限 3月22日（金）まで
- 申請書類配布・提出先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所
問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

マイナンバー通知カードの受け取りについて



平成27年11月から各世帯にマイナンバー（個人番号）の記載された通知カードを発送しています。通知カードは転送不要の簡易書留で発送するため、転送設定をかけている場合や留守等により受け取ることができなかった場合は、郵便局で一定期間保管された後、町に返戻されます。

これらの返戻された通知カードは、一定期間保管した後に廃棄処分しますので、受け取ることができていない方は本人確認書類を持参の上、下記担当窓口でお受け取りください。

各支所でも受け取ることができますが、その場合は事前に下記担当まで連絡が必要となります。

なお、平成27年度中に返戻された通知カードは、平成31年3月31日をもって廃棄します。

廃棄後も下記担当にお申し出いただくことで再発行が可能です。手数料500円をご負担いただきますので、ご注意ください。

本人確認書類

- 1点で本人確認できるもの
運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、在留カードなど
- 2点で本人確認できるもの
健康保険証、年金手帳、医療受給者証など

問合せ／戸籍年金担当（内線1222～1225）

第44回 別海町消費者大会

テーマ「築こう豊かな消費生活～誰一人取り残さない～」

- 日時 2月15日（金） 午前10時から午後1時
- 会場 中央公民館大集会室
- 内容
 - ・講演会「防災について（予定）」ほか
 - ・第13回牛乳パッケージイメージデザインコンクール
町内の小学生から応募された作品を展示し、来場者による審査と投票を行います。
 - ・フリーマーケット
- 主催 別海町消費者協会 ■後援 別海町、別海町商工会

参加料
無料

第13回 牛乳パッケージ イメージデザイン コンクール作品展



コンクール応募作品を
展示します。ぜひご覧ください。

- 日時 2月25日（月）から3月8日（金）
- 場所 役場1階ロビー

問合せ／別海町消費者協会事務局
（役場町民課町民生活担当 内線1213）